特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
25	海南市　新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
海南市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
和歌山県海南市長

公表日
令和3年8月30日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第2に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報連携ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	1.健康管理システム（サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）含む） 2.統合宛名システム 3.中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
1.新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号利用法第９条第１項　別表第１の93の２の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年９月10日内閣府・総務省令第５号）第67条の２

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1.番号利用法第19条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第２の第115の２の項 （別表第2における情報提供の根拠） ・第3欄（情報提供者）に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄（特定個人情報）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項（115の2の項） （別表第2における情報照会の根拠） ・第１欄（情報照会者）に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄（事務）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法が含まれる項（115の2の項） 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第2省令） （平成26年内閣府・総務省令第７号） （別表第２主務省令における情報提供の根拠） ・第12条の２ ・別表第２省令（第59条の２） （※別表第２の115の２の項） （別表第２主務省令における情報照会の根拠） ・第13条 ・別表第２省令（第59条の２） （※別表第２の115の２の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらし部　健康課
②所属長の役職名	健康課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海南市役所　総務部　総務課 〒642-8501　和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL　073-483-8590
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海南市役所　くらし部　健康課 〒642-8501　和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL　073-483-8441

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年08月30日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	1.番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2の第115の2の項 （別表第2における情報提供の根拠） ・第3欄（情報提供者）に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄（特定個人情報）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項（115の2の項） （別表第2における情報照会の根拠） ・第1欄（情報照会者）に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄（事務）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法が含まれる項（115の2の項） 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第2省令） （平成26年内閣府・総務省令第7号） （別表第2主務省令における情報提供の根拠） ・第12条の2 ・別表第2省令（第59条の2） （※別表第2の115の2の項） （別表第2主務省令における情報照会の根拠） ・第13条 ・別表第2省令（第59条の2） （※別表第2の115の2の項）	1.番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2の第115の2の項 （別表第2における情報提供の根拠） ・第3欄（情報提供者）に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄（特定個人情報）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項（115の2の項） （別表第2における情報照会の根拠） ・第1欄（情報照会者）に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄（事務）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法が含まれる項（115の2の項） 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第2省令） （平成26年内閣府・総務省令第7号） （別表第2主務省令における情報提供の根拠） ・第12条の2 ・別表第2省令（第59条の2） （※別表第2の115の2の項） （別表第2主務省令における情報照会の根拠） ・第13条 ・別表第2省令（第59条の2） （※別表第2の115の2の項）	事後	番号法改正による変更
令和3年08月30日	Ⅱ－1－いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年7月1日　時点	事後	見直しによる変更
令和3年08月30日	Ⅱ－2－いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年7月1日　時点	事後	見直しによる変更